

廃止届

湯池土池

昭和27年7月7日付、山建地第110号をもって許可を受けていましたが
昭和44年3月31日から廃止しますのでお届け致します

昭和44年11月27日

願人住所 福岡県糟屋郡糟屋町松尾三六ノ一

氏名

福岡市役所
雑用科長 日吉 鎮業 所



山田市長 松岡 十 郎 殿



山能管第八六号

昭和四年八月廿日

山田市長 松 岡 十 郎



日青錠藥所長 吉川 茂明 殿

建物の所有權移転登記について

昭和十三年六月二十八日付にて貴社から寄附申込みされました山田警察署
平多田洋行所の建物を受附いたしましたので、その所有權移転登記をいたしました
く、承領書を同封いたしましたので、御挨拶の上左記証明書と共に御返送くださ
りようか願います。

資格証明書（登記簿抄本）

印鑑証明書

一 通

山田市長 一 郎



山田市長 大 塚 久



昭和四年八月廿日



昭和 20 年 9 月 11 日

日吉松葉齊 承 取 封 中

共同石炭鉱業株式会社

北九州府豊前区本町1丁目9-1番
電話 豊前 代表 2617 551 基

書類押送御案内

謹啓 毎々格別のお忙しを察し、厚く御礼申し上げます。
さて下記書類を同時に御送り致しますので宜しく御取扱いの御面倒申し上げます。

記

敬 具

- 1. 承諾書
 - 2. 印鑑証明書控え
 - 3. 登記簿抄写
- } 各 1 葉

以 上



書留



借式第10号

借受町常野農業区農協

昭和43年3月31日

精糖町長 井上 國義 殿

借受人 住所 福原町農協地区農事村
常野区常野 日吉畑事務所
氏名 鎌倉代理人 吉川 茂明

貸付期間満了又は契約書(第3条の定め)により昭和42年3月31日付で返還するため借受料金を昭和42年4月29日宛納し借受当時の原形に回復(又は○○○○)したからお届けします。

記

物件の表示

所在地 常野町 常野 525 田 15-5番地 の1
A 番地 の2

類別	積算	借受目的 又は用途	借受期間	借受料金額	約年月日	備考
常野	16,000	露天採	昭和42.3.31	112,700	42.4.1	



共

43年6月20日

喜穂町
福祉係 御中

福河県喜穂町福祉事務所
共同事業部
福利課 日吉鉱業所

炭鉱電力停止証明

今次当鉱業所開山により社宅及/部田社
宅等の炭鉱用電力送電係一切打切とし一般
電力に切替のこゝり早急に切替実施を各家
庭に要請致しております。

牛瀬丘在江良十ヶ年殿宅も同様であるこ
とを証明致します。

以上

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
福河県喜穂町福祉事務所
電話 六四一一番 郵政四二〇番

町有地貸借契約書

1. 物件の表示

所在地 鳥取県福原町大字文田宮大へろ22601
大字文田上大へろ224

物件及び数量 原野 49,500 m²
山林 2,495 m²

2. 期間

自昭和 41年 11月 1日

至昭和 46年 3月 31日

3. 契約金額

一金362,965円(年額)

上記物件の貸借について貸主福原町長官田地区(以下「甲」という。)と借主 社長(改)山崎久寿(以下「乙」という。)との間に町有地貸借契約を締結する。

第1条 契約物件の使用目的は、**鉱業用地**の用に供するものとする。

第2条 貸付料金は町有土地使用料及び古田料率例(昭和37年昭徳町会報第7号)の規定より前納しなければならぬ。

第3条 乙は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 契約物件の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物件を転貸しないこと。

(2) 契約物件を目的外の用に供し、又は原状を変更しないこと。

第4条 甲の承認をうけて契約物件の原状を変更したとき返還す

る場合は、乙は当該物件を原状に回復しなければならぬ。ただし、甲がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5条 甲は次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める諸務を履行しないとき。

(2) 甲において、公開若しくは、公益増進の甲に供するため契約物件を必要とするとき。

(3) 乙において契約物件の管理が怠慢であり、当該物件に損害を与え、又は与えるおそれあるとき。

第6条 前条第1号及び第3号の一に該当した場合において契約を解除したときは、既納の貸付料は返付しないものとする。

第7条 乙は、その責に帰する事由により契約物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、当該物件を原状に回復した場合はこの限りでない。

第8条 乙は本契約を解除しようとする場合は、契約期間満了/ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならぬ。



第9条 乙は契約解除を請うたとき、又は第5条第2号の事由により、本契約を解除された場合において、契約物件に投じた改良費等の有益な経費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

第10条 本契約に變更を生じた場合或は本契約に定めない事項について協議を生じた場合は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その趣意を固有するものとする。

昭和47年 4 月 1 日

(甲) 貸主 製鋼業振興会理事長

百 田 洋



(乙) 借主 福岡県嘉穂郡稲葉町大字久田
大同石炭鉱業株式会社
日台鉱業部
社長(代) 山崎 久



町有地借用（継続）届

昭和47年3月27日

町長

西田 伸 盛 殿

借人住所 福岡県嘉穂郡穂町才出

氏 名 福岡石炭産 日吉炭礦所

業株式会社

所住(代) 山崎 久 幸



下記の通り借用（継続）したいので許可可なるよう別紙関係書類及び図面を添えてお願ひします。許可の上は借町有地使用料及び占用費取率例に定められた諸規定を固く遵守し料金は毎年前納し、もし町において必要になつた場合または当方に不都合の行為がありました場合は例毎にでも借指示の通り取手に従つて返還いたします。

記

字	地目	使用目的	料金		使用期間	氏名
			使用数量	単価		
才出 字大へろ 226の1	原野	鉱業用地	42,500 畝	7 円	昭和 47/3 ～ 48/3/1	日吉炭 礦 所
才出 字大へろ 228	山林	・	28,95 畝	7 円	・	・



様式第4号(日本標準規格JIS)

第 60 号

許 可 書

申請者 住所 福岡町大字
氏名 大塚 登 義 彦
印 大塚 登 義 彦

昭和 7 年 7 月 10 日付申請のあつた道路工事所轄地内では、次の通り許可する。

昭和 7 年 7 月 20 日

福岡町長 福岡県宮田郡 西田 非 洋

許可事項

1 目的	同院外側家屋用道心付建設工の完成新築
2 路 線 名	米津川橋
3 橋 所	福岡町大字 米津 字 一 塚 番 地 先
4 占用面積	181.00 ^{m²}
5 期 限	昭和 7 年 12 月 01 日 迄 昭和 7 年 11 月 11 日まで
6 料 金	前期 1,810 円
7 元 〇 様	

許可条件 別表



許可条件

不況中絶の虞あり。

注意事項

1. 許可を受けた者は、許可事項及び許可条件については河川
河川法及び関係法令に従うと共に次の事項を守らなければなら
ない。
2. 工事着手、完了の際は、担当専長に届出て、その指示、放
置を受けると共に当該行為を中止又は廃止した場合にはその
承諾を受けなければならない。
3. 許可に伴う権利義務は許可を得て他人に譲渡する場合の外
貸付け又は借保に共してはならない。
4. 許可が効力を失った時は、直ちにその地を現状に復し放
置を受けなければならない。
5. その他許可を受けていない者、不正の手段によって許可を
受けたもの及び許可事項許付条件等に違反したものに対して
は直ちに許可を取り消し、当該行為の中止、戻却戻原そ
のほ必要措置を命じ、その費用又はその負担とする。

河川 占用許可申請書

河川 占用許可申請書

昭和40年 7月 9日

申請者 西田 謙 氏

河川 名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

申請者住所 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

氏名 西田 謙 氏

保証人住所 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

氏名 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

電 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

印 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

下記のとおり道路を占用したいので許可されるよう関係書類を添えて申請します。

占問の種類 (新規)・継続 (更新) 道路古河工事連絡 有()号)・無

町 道 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

占用箇所 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

目的及び理由 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称 河川名称

占用数量 181.00

占用料 等級 等地 単価 10円 占用新 河川名称

占用期間 昭和40年 7月 12日から 河川名称 月 日

工事の原期 昭和40年 7月 12日から 60日間 昼間・夜間

工事実施の方法

道路の復旧方法	橋さく	復旧費	復旧費
	面積	面積	面積
その他の参考事項	調査月日 月 日 調査者		
土木事務所	調査事項及び意見	調査月日 月 日 調査者	
	許可条件	調査月日 月 日 調査者	
交通上の支障の有無に關する所轄警察署長の意見	調査月日 月 日 調査者	調査月日 月 日 調査者	



特 約 書

40年7月9日

陸 奥 町 長 殿

福岡県志摩郡陸奥町才田225/1

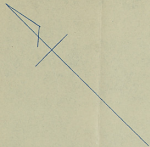
個人住所 日吉鎌業所

氏名 鎌業所主人梅田義雄

関係の通り、申請書を出しますから許可下さるようお願い
します。許可の上は、町の諸規定を厳く遵守すると共に、若し
公共又は町に於いて必要の場合、或は不都合の行為ありと認定
になりましたときは、指図に従い何時でも原形に復し返還する
ことを固く誓約します。

日吉炭鉦棧橋附近図 $S \frac{1}{300}$

那童河川古用線添附図

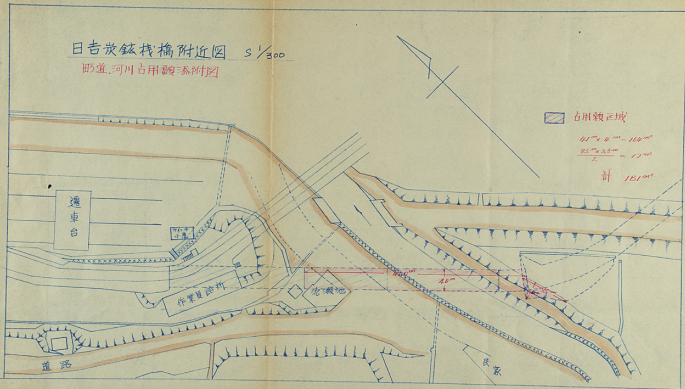


古用線区域

$$41 \text{ m} \times 4 \text{ m} = 164 \text{ m}^2$$

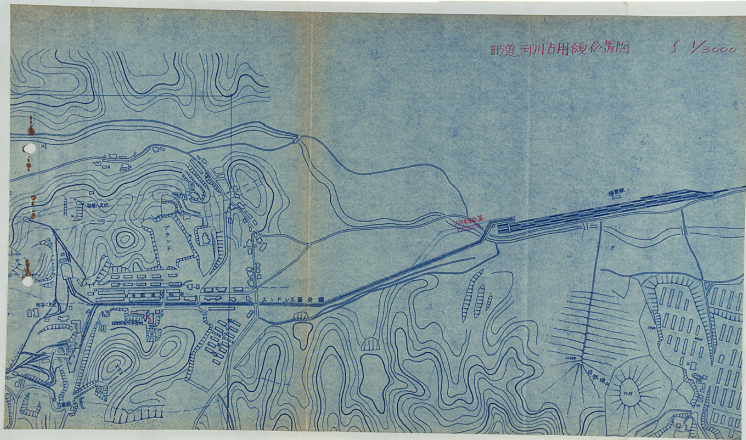
$$\frac{92 \text{ m} \times 24 \text{ m}}{2} = 1104 \text{ m}^2$$

$$\text{計 } 1268 \text{ m}^2$$



那通河川古用綫色落圖

5 1/3000



新長等原簿
大田山田土田原簿
No. 16 — 借書 (年計原簿)

昭和37年1月1日
大田山田土田原簿
No. 16 — 借書 (年計原簿)

昭和37年/月/日

山田市長 田田 十郎殿

贈入住所 箱根町方面
氏名 共前石炭鐵道株式會社
日田支店
保証人住所 箱根町
氏名 田田長雄



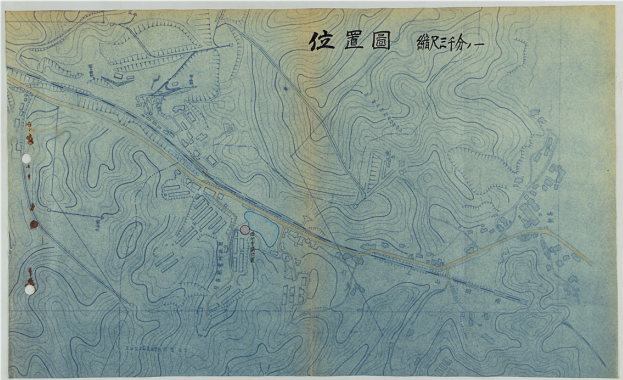
道路(河川敷)占用額

路線名(河川)	山田市下田 牟多田溜池
場所	山田市下田 牟多田 8430/1
池名 占用目的	畑菜用地 (田田溜池一帯見取地)
占用数量	652.88㎡ (628㎡+24.88㎡)
許用料	13,160 40.444円 (20円/㎡ 年間)
許用期間	自昭和37年1月1日 ~ 至昭和39年12月31日迄 (3年間)
備考	

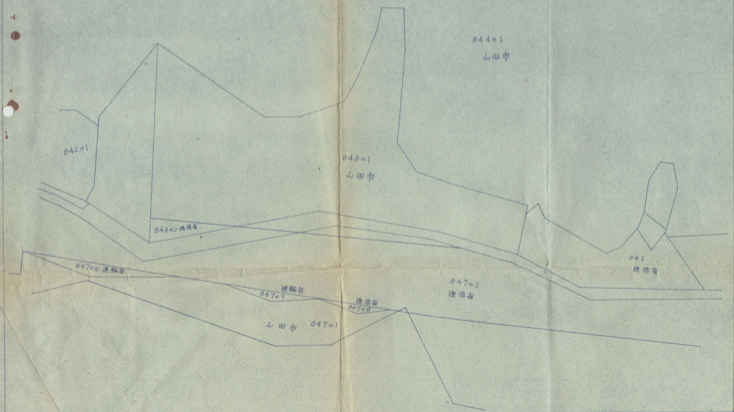
上記のとおり許用を以て1年間許可の下に別紙
照会各様承付して申上り申す。



位置圖 縮尺一千一



半平田字田 No



041e1

044e1
山田中

043e1
山田中

043e2 建徳寺

043
建徳寺

047e1 建徳寺

建徳寺
047e1

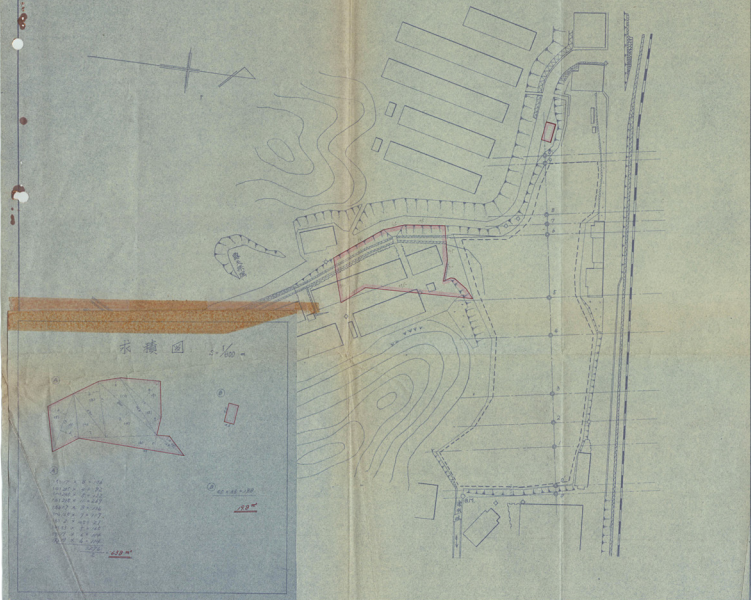
建徳寺
047e2

047e3
建徳寺

山田中 047e4

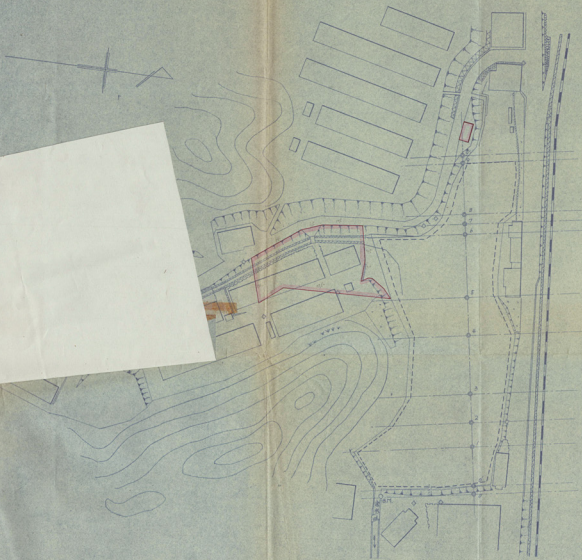
山田市大字下山田家并多田地内

多田溜池平面图 $S = 1/600$



山田市大字下山田字牟多田地内

牟多田溜池平面図 $S=1/600$



町有地貸借契約書

1. 物件の表示

所在地 稲森町大字日字大19-226番01
物件及び数量 田 222㎡
原野 15,000㎡
山 266㎡

2. 期 間

自昭和 37年 〇月 〇日

至昭和 41年 〇月 〇日

3. 契約金額 一全 315,120円 (租120円)

上記物件の賃借について貸主稲森町長岡田祥盛(以下「甲」という。)と借主同当農業所長 梅田義雄 (以下「乙」という。)との間に町有地貸借契約を締結する。

第1条 契約物件の使用目的は 農業
の用に供するものとする。

第2条 賃借料金は町有土地水面並びに道路施設使用料及び古河料
並収束料(昭和27年借地借家法第4条)の規定により前納しな
ければならない。

第3条 乙は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 契約物件の使用用途を第1条に違反し、又は当該物件を転貸し
ないこと。
2. 契約物件を目的外の用に供し、又は原状を変更しないこと。

第4条 甲の承諾をうけて契約物件の原状を変更したとき返還する
場合は、乙は当該物件を原状に回復しなければならない。ただし、
甲がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第5条 甲は次の各号の一に該当するときは、本契約を解除するこ
とができる。

1. 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
2. 甲において、公用若しくは、公益増進の用に供するため契約
物件を必要とするとき。
3. 乙において契約物件の管理が良好でないため、当該物件に損
害を与え、又は与えるおそれあるとき。

第6条 前条第1号及び第3号の一に該当した場合において契約を
解除したときは、既納の賃借料は返付しないものとする。

第7条 乙は、その責に帰する事由により契約物件の全部又は一部
を滅失又は損じたときは、当該滅失又は損じによる当該物件の
損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
ただし、当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

第8条 乙は本契約を解除しようとする場合は、契約期間満了
/ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

第9条 乙は契約期間が満了したとき又は、第5条第2号の規定に
より、本契約を解除された場合において、契約物件に付した改良
費等の有益な修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、こ
れを甲に請求しないものとする。



第10条 本契約に定める事項の外は、稱納町所有財産及び営造物
に關する条例（昭和34年条例第7号）及び町有土地水田並び
に道路敷地使用料及び占用料徴収条例（昭和32年条例第4号）
によるものとし、なお従前あるときは甲、乙協議のうえ定めるも
のとする。

上記の契約内容を証するため、本契約書式簿を作成し、両者記名
押印のうえ各自その一通を保有するものとする。

昭和 36 年 12 月 25 日

(甲) 貸主 福岡県嘉穂郡種崎町長

西田 祥 監



(乙) 借主

共同石灰製造株式会社

同 菅 敏 夫 様

梅田 義 純



控

使用(継続)額

昭和36年7月20日

福井市長

西田祥登殿

領人住所

福井町大字大田 206-1

共同石炭貯蔵株式会社田代営業所

所長 文島 四郎

下記の通り使用(継続)したいので許可可下されるよう旨紙
関係書類及び図面を添えてお願ひします。二行可の
上は積換面積と排水面積とは道路敷地(使用料及び地
区徴収条例)に定められた規定を固く遵守し、料金は
毎年前納とし、もし町において必要の場合又は地方公
団配合の行為を要した場合は何時にてもご指示のた
かりによりご返答いたします。

記

福井町大字大田 206-1 田代

号	地目	用途	面積 (坪)	用途 別率	積換 率	排水 面積	使用料 率	地 区 徴 収 率	名
206-1	雑種地	雑種地	20	20%	20%	20%	20%	20%	所長 文島 四郎
206-2	雑種地	雑種地	20	20%	20%	20%	20%	20%	所長 文島 四郎

20x100

DIRECT COPY SYSTEMS



使用（継続）願

昭和 37年 3月 20日

稲佐町長

西田 祥 登 殿

稲佐町の住居 2260/
274に京町事務所の上 2800平方

願人住所 766番 芝田 四郎

㊟

保証人住所

㊟

下記の通り使用（継続）したいのでご許可下さるようお願い関係
書類及び図面を添えてお願ひします。ご許可の上は稲佐町有土地
水費並びに道路敷地使用料及び古用権収条例に定められた諸規定
を固く遵守し料金は毎年前納し、もし町において必要の場合また
は当方に不都合の行為がありました場合は何時にてもご指示のと
おり原形に復して返置いたします。

記

稲佐町大字 37年 3月 20日 香地

字 地目	使用（継続）目的	使用（継続）料 坪数	料 金 坪単	一 年 料 金	使用（継続）期間	氏 名
3746 11500	京町 町事務所	274坪	20	2720	自昭和 26年 4月 / 日 至昭和 37年 3月 / 日	芝田 四郎
3749 11500	京町 町事務所	404坪	20	2800	自昭和 26年 4月 / 日 至昭和 37年 3月 / 日	芝田 四郎

年 月 日

〒	〒	〒	〒	〒
〒	〒	〒	〒	〒

36.3.17
 第4種附(管)号外
 昭和36年3月13日

事務課

日吉在
 身成見 裁一 殿



福岡町長 西田 祥 殿



町有財産有償貸付契約について

下記土地は貴方と貸付契約を締結しておりますが昭和36年3月31日をもって期間満了となりますので、今後も貸付のご希望があれば別紙様式により3月22日までに継続使用願を提出されるようお願いいたします。

なお、期間までに継続使用願のない場合は使用意志のないものと認め町で剥離処置します。

記

土地の表示

福岡県高橋郡福岡町大字平手及四 1500/1
 1500/2
 浜津町
 財政課(管轄)





本契のりて新新士(五)

才十条 乙は、その契に關する事由により交付物件の全部又は一部を滅失又は損したるときは、該契
証失又は損による当該物件の損害に相當する金額を損害賠償として甲に支払ふなければならぬ。

才十一條 但し該物件を原狀に回復した場合はこの限りでない。
才十一條 乙は本契約を繼續しようとする場合は交付期間満了一ヶ月前までに發出をもちて甲に申
附しなければならぬ。

才十二條 乙は交付期間が満了したとき又は、才八条才二条の規定により本契約を解除された場合
において交付物件に就いた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつてもこ
れを甲に請求しないものとする。

才十三條 才一条から才十二条までに定める事項の外は新築町々有財産及び寄附物に關する条例(昭
和三十四年条例才十七号)及び町有土地水面並びに道路當地使用料及び占用料徴収条例(昭和
三十二年条例才六号)によるものとし、なほ該條あるときは、甲、乙協同のうらも定めらるものとす
る。

上記の契約總則を証するため本契約書裏面を作成し裏面に印のうら各白その背添を捺有するも
のとする。

昭和三十一年 四月 一日

貸付人

高橋郡新築町々有財産管理會

新築町長 西 田 洋 盛

借受人住所

新築町不保子天田二六〇一

共同石炭會社株式會社 日吉分會所
氏 名 新 長 天 島 四 郎

運営後任人住所

氏 名



可有財産有償貸付契約書

日五分署前

以下「甲」とし

貸付人 浦野市長 森田 祥徳 (以下「甲」とし) と 借受人 齊藤 天吉 (以下「乙」とし) と 双方の合意により 町有財産の有償貸付契約を締結する。

第一条 甲、乙両者は借賃を意んじ 誠実に本契約を履行しなければならぬ。

第二条 貸付物件は左のとおりとする。

所在地	区分	面積	用途
稲葉町不字平字五反田一五五〇一	原野	三六六坪	貸業用地
全所 一五五〇二		四〇四五〇	

第三条 貸付物件は昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までとする。

第四条 乙は直物貸付物件を 稲葉町 の用途に供しなければならぬ。

第五条 貸付料金口 町有土地 による 道路敷地 賃料を 五割 の規定により年額 八千八百 円を 毎 年とし 前納しなければならぬ。

並收条別

第六条 乙は左に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、又は当該物件を転貸しないこと。

二 貸付物件を目的外の用途に供し、又は当該物件の原状を変更しないこと。

第七条 甲の承諾を受けて貸付物件の原状を変更したときは、承諾する場合同じには乙は当該物件を原状に回復しなければならぬ。但し甲がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

第八条 甲は左の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

一 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

二 甲において公用若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

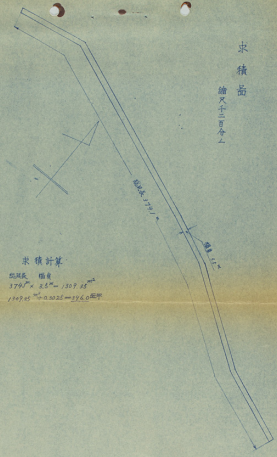
三 乙が貸付料を滞納したとき。

第九条 甲において貸付物件の管理が良好でないために当該物件に損害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

第十条 前条第一号及び第四号の一に該当した場合において契約を解除したときは既に支払の貸付料は返付しないものとする。

求積圖

縮尺二千五百分一



求積計算

底辺長 幅員
 $379.7 \times 2.5 = 949.25 \text{ m}^2$
 $949.25 \times 0.992 = 943.6 \text{ m}^2$

外 圖 坑

縮尺千二百分一





使用(記録)願

昭和35年7月20日

稲葉町長

西田祥登殿

願人住所

稲葉町大字文田 226-1

大同石炭貯蔵株式会社稲葉貯蔵所

所長 矢島 四郎

下記の通り使用(記録)したい旨可下之旨より原紙
 関係書類及び図面を添付しております。ご許可の
 上は稲葉町有土地水面等公法道路跡敷地使用料及び
 石炭徴収条例に定められた諸規定を固く遵守し料金は
 毎年前年額といたしまして地業の場合には何方は
 不都合の行方ありません場合は何時でもご指示の上
 取り止まりを願いたします。

記

字	地目	使用目的	面積 (坪)	所有者 (坪)	稲葉町大字文田公田 (坪)	使用料 (円)	地租 (円)	氏名
226-1	倉庫	倉庫	226	226	0	0	0	所長 矢島 四郎
226-2	倉庫	倉庫	226	226	0	0	0	所長 矢島 四郎

204-39614 = 29204



土地貨借契約書

左記昭陽町有地貨貸借に關し、昭陽町有財産管理會昭陽町長西田洋藏を甲とし、貸借人共同石炭株式會社日吉炭礦所長宇佐見一を乙として左記の通り契約する

記

一 土地の表示

福岡縣高橋郡昭陽町大字五反田一五五番地の一

原野 一四町八反六畝一步の内 一反三畝六步(三九六坪)

第一條 契約期間は昭和三十四年四月一日より昭和三十六年三月末日迄の二十年間とする。但し乙に於て不用の場合は何時でも返還するものとする。

第二條 貸賃料金は町条例の定むるところにより毎年夏始めに一時に調給するものとする。但し一ヶ年未満は月額計算とする。

第三條 甲は前記契約の土地に關し、公共用必要を生じたる場合は契約期間中と雖も、本契約を解除することができる。この場合前納貸賃料は月割を以つて還付するものとする。

第四條 土地返還の場合は返還の当時の現状の儘返還するものとする。その際自費上の為の一切の費用は乙から甲に請求しないものとする。

第五條 契約地にかゝる被害に對しては、乙が直接関係者に交渉するものとする。貸賃土加に對し料金を納入未済又は不都合の行為があつた場合は契約期間中と雖も甲に於て解約することができる。

第六條 乙は本契約による土地を第三者に転賃又は譲渡することができない。

第七條 本契約は昭和二十九年五月十二日契約の満期により更新するものである。

右契約の証として武通を作成し、甲、乙各一通を保有する。

昭和三十四年六月十三日

甲 昭陽町有財産管理會

昭陽町長 西田洋藏

乙 共同石炭株式會社日吉炭礦所

所長 宇佐見 一





土地使用 継続 願

「土地の表示使用坪数」

基礎部幅延町大字平字五反田一〇番地の一

取 替 一反三畝六步(二九六坪)

「使用目的 鉱業用地」

「使用期間 自昭和廿四年四月一日
至昭和廿六年三月三十一日」

「料 金 御勘定通り」

右圖許可下され度く料金納入は御勘定通りは堅く遵守致し、逆戻は致しませんので、御願
い申し上げます。

昭和廿四年三月 日

共同石炭鉱業株式会社 石炭部 所
所長 宇 佐 見 敬 一

陸奥町有財産管理署
陸奥町長 西 田 祥 彦 殿



求積器

縮尺十二百分之一

求積計算

經緯長 幅寬
 $3741 \text{ m} \times 35 \text{ m} = 130935 \text{ m}^2$
 $130935 \text{ m}^2 \div 10000 = 13.0935 \text{ 畝}$





土地賃貸借契約書

左記租部町有地賃貸借に關し、租部町有財産管理者和部町長邑田神保を甲とし賃借人共同
石原紅華株式会社日吉支店所長宇佐見敦一を乙として左の通り契約する。

記

一 土地の表示

一 各種租部町大字平字五反田一五五番地の二

二 地 野 一町三反四畝二五歩(四、〇四五坪)

手付金 10000円
5/14/4
6-1-14/1-10000円
5/14/1/21

第一條 契約期間は昭和三十四年一月一日より昭和三十六年三月末日迄の二年三ヶ月間とする。

第二條 但し乙に於て不用の場合は何時でも返還するものとする。
賃賃料金は可成例の定むるところにより毎年度始めに一時的に前納するものとする。

第三條 但し一ヶ年未満は月割計算とする。
甲は前記契約土地に關し、公法上必要を生じた場合は契約期間中と雖も、本契約を解約することができる。

此の場合前納賃賃料は月割を以て差付するものとする。

第四條 土地返還の場合は返還の當時の現状の形を返還するものとする。
その際自費上の為の一切の費用は乙から甲に請求しないものとする。

第五條 契約中に於ける秘密に對しては、乙が直接間接に交渉するものとする
賃賃土地に對し料金を納入未納又は不都合の行為があつた場合は契約期間中と雖も甲において解約することができる。

第六條 乙は本契約による土地を第三者に賃貸又は譲渡することができない。

第七條 本契約は昭和二十九年一月一日契約の期日により更新するものである。
右契約の証として実書を作成し、甲、乙各一冊を保有する。

昭和三十四年一月一日

甲 租部町有財産管理委 租部町長 邑田 神 保

乙 共同石原紅華株式会社日吉支店所

所 長 宇 佐 見 敦 一

203 x 4007 = 80,9000



町 内 書

40 年 7 月 9 日

福 岡 市 長 殿

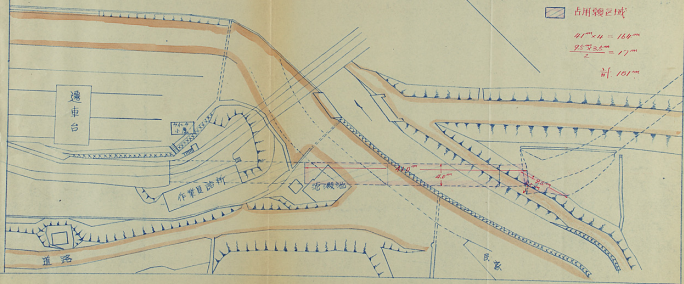
届入住所 福岡県北九州市八幡区 226-1
森 岡 五 郎 日吉 鎌 倉 所
氏名 鎌倉代理人 梅 田 義 雄

別紙の通り、申請書を出しますから許可下さるようお願い
します。許可の上は、町の指定を厳守すると共に、若し
公共又は町に於いて必要な場合、或は不都合の行為ありと認定
になりましたときは、指図に従い何時でも取除に復し撤去する
ことを固く誓約します。



日吉炭鉸棧橋附近圖 S 1/300

那逆河川占用額添附圖



共

第 五

昭和40年7月9日

稲果町長 西田祥盛 殿

稲果町長 西田祥盛 殿

稲果町長 西田祥盛 殿

稲果町長 西田祥盛 殿

稲果町長 西田祥盛 殿

公有地占有料免除額

下記に開す公有地占有料申請書を7月9日付にて
郵送提出致しましたが占有目的は因鉄道線架線
設置に伴う送電工字架線変更のためのものでありその
て占有料金を免除下さうを願ひ申し上げます

記

- 1 道線名 浦子〜相線
- 2 河川名 才田川
- 3 場 所 稲果町浦子5二塚
- 4 種 別 送電線変更
- 5 目 的 因鉄道線架線設置に伴う送電線変更のため
- 6 占有数量 181m²

以上

才号

年 月 日

福永镇长 田田村 敬 啟

日长德军村或法社

社长

公有地占用科免除額

下說以同和公有地占用許可申請者に、自戶時に、
別進推本致し社に占用目的、因被檢存額同進
上件之進進不許以被檢進、
科金に免除、不訂文、加附、申、上、付、有、

記

1. 道線名 兼主心村田線
2. 所有名 兼主心村
3. 場所 福永町兼主心村
4. 種類 送込線建設
5. 目的 田取附給付額同進上件之進進被檢進
6. 公用数量 千平方メートル



土地賃借契約書

昭和二十七年一月一日契約による本文記載の借地所有地の賃借借に關し、借地所有財産管理を福徳町長西田神隆を甲とし、共同石炭産物株式會社日吉支那所々長宇佐見彰一を乙として左の通り契約更新致します。

記

一、土地の表示

福徳町福徳町大字才田或武拾六番地の併

原野 九町九反七畝五歩(台帳面積)

福徳町福徳町大字才田或武拾四番地

山林 武反五畝六歩(台帳面積)

第一條 契約区域は或武拾六番地の併の内五町歩及或武拾四番地の全借合計五町武反五畝六歩とする。

第二條 賃借料金は福徳町の条例の定めるところによる。

第三條 乙は賃借料金を甲の支払合書日より毎半年始末一時に前納するものとする。但し、甲が未納は月割計算とする。

第四條 契約期間は、昭和三十三年一月一日より昭和三十六年十二月

三十一日迄の五ヶ年とする。

但し乙に於いて不用の場合は何時でも返還し得るものとし、倘は賃借料の継続する場合は本契約を更新して協定するものとする。

第五條 甲は前記契約土地に關して公非用必要を生じた場合は、契約期間中と雖も本契約を解約することが出来る。此の場合前納賃借料金は月割を以つて返付するものとする。

第六條 土地返還の場合には返還當時の現状の修返還するものとする。

其の除根賃費及自費上の為の一切の費用は、乙から甲に請求しなすこと。

第七條 契約地に關する石炭採掘其の他の被害に關しては乙が直接關係者に交渉するものとする。

第八條 契約土地に對する賃借料金納入未済又は不都合の行為があつた場合は、契約期間中と雖も甲に於いて解約することが出来る。

第九條 乙は本契約による土地を第三者に転讓又は譲渡することが出来なす。

第十條 本契約は昭和二十七年一月一日契約の満期日より更新するものである。



右契約の証として武造を作成甲乙各持通を保有する。

昭和三十三年一月一日

甲 福都町有財産管理署

福都町長 西 田 祥 廣

乙 共同石炭産業株式会社日野鉱部所

所 長 宇 佐 見 義 一



昭和三十三年一月一日

土地管理用紙



一、土地の表示使用履歴

昭和三十三年一月一日 昭和三十三年一月一日
原野 九郎九反七畝五歩（台帳面積）の内五丁歩

葛城郡新郷町大字才田武百武拾四番地

山林 武反五畝六歩（台帳面積）

一、使用目的 農業用地

一、使用期間 昭和三十三年一月一日 至昭和三十六年十二月三十一日

一、料 金 無償貸付

右の許可下され度く料金納入は勿論規則に照く遵守せし迷惑は掛りませんので御注意申し上げます。

昭和三十三年一月一日

和歌山県新郷町新郷

所長 平佐 昇 一

新郷町新郷管理署

和歌山県 新郷町 新郷



53241-1
借地借家法
昭和二十七年一月一日

土地賃貸契約書

昭和二十七年一月一日契約による本文記載の福都町有地の賃貸借に關し福都町有財産管理若福都町兼西田神樂を甲とし、共同石田紅華株式會社日吉紅華所々長佐見新一を乙として左の通り契約更新致します

記

一、土地の表示

高橋郡福都町大字才田或百武拾六番地の畔

原野 九町九反七畝五歩(台榎面積)

高橋郡福都町大字才田或百武拾四番地

山林 武反五畝六歩(台榎面積)

第一條 契約区域は或百武拾六番地の畔の内五町歩及或百武拾四番地の全組合計五町武反五畝六歩とする。

第二條 賃借料金は福都町の条例の定るところによる。

第三條 乙は借地料金を甲の支払命令書により毎年庚辰辰一月に前納するものとする。但し例年未納は月割計算とする。

第四條 契約期間は、昭和三十三年一月一日より昭和三十六年十二月

三十一日迄の五ヶ年とする。

但し乙に於いて不用の場合は何時でも退還し得るものとし、尙ほ賃貸借の継続する場合は本契約を更新して協定するものとする。

第五條 甲は前記契約土地に關して公非用必要を生じた場合は、契約期間中と雖ども本契約を解約することが出来る。此の場合前納賃貸料金は月割を以つて還付するものとする。

第六條 土地返還の場合は返還当時の現状の修繕返還するものとする。其の除開賠償及自費上の為の一切の費用は、乙から甲に請求しなすこと。

第七條 契約地に關する石炭採掘其の他の被害に對しては乙が直接間接害に交渉するものとする。

第八條 契約土地に對する賃貸料金納入未済又は不都合の行為があつた場合は、契約期間中と雖も甲に於いて解約することが出来る。

第九條 乙は本契約による土地を第三者に転借又は譲渡することが出来なす。

第十條 本契約は昭和二十七年一月一日契約の満期日より更新するものである。



右契約の証として此通を作成甲乙各側通を保有する。

昭和三十三年一月一日

甲

福徳町有財産管理会
福徳町長 西 田 洋 蔵

乙

美加石屋建築株式会社日野支店所
所 長 宇 佐 見 豊 一

昭和 年 月 日

年	月	日	金
昭和36年	11月	16日	1,160円

37納税第35号

昭和37年2月11日

日吉鎮事務所

福美町長 西田 洋 蔵

賦課補償金の支払明細書の提出について

今般の地方税法の改正に伴い、昭和37年度町県民税の課税に必要がありますので、昭和36年中に貴所が当町居住者に支払われた賦課補償金の明細を別紙により来る2月末日まで必着するよう提出下さい。

なお、明細書については、地方税法第22条の規定により種別取扱いをいたしますので、申添えます。

昭和 年 月 日



昭和37年1月25日

田舎航業所 謹

船橋町長 西田 祥 嶋



被害被害農地面積調査について（依頼）

標記のことについて、貴社が船橋町内の田畑に及ぼした被害面積
を別紙により至急御報告お願い致します。

記

1. 提出場所 船橋町役場経済課



災害被害農地面積

区 分	田		畑		合 計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
1. 地震噴火によるもの						
2. 加害者は明確であるが 責任能力のないもの						
3. 被害者同や加害者同 の親戚でないもの						
4. 被害者が被害と認め ないもの						
5. その他						
6. 計						

3ヶ年以降の區別による復旧回数

区 分	田		畑		合 計	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数
3ヶ年度						
3ヶ年度						
3ヶ年度						





昭和37年2月28日

箱塚町長
西田 祥 啓 殿

日 志 鑑 査 所



箱塚被害家地面積調査報告



標記欄内物件37箱坪42号より調査依頼の旨、
先記の下記のとおり報告致します

記

1 該當なし

以上

85x110

DIRECT COPY SYSTEMS



2260) 4/1000 (四) 湖心亭
加高四寸 增修北堤 1000 湖心亭
湖心亭 (四) 湖心

2260.5 50/1000 (五) 湖心亭 150
湖心亭 湖心

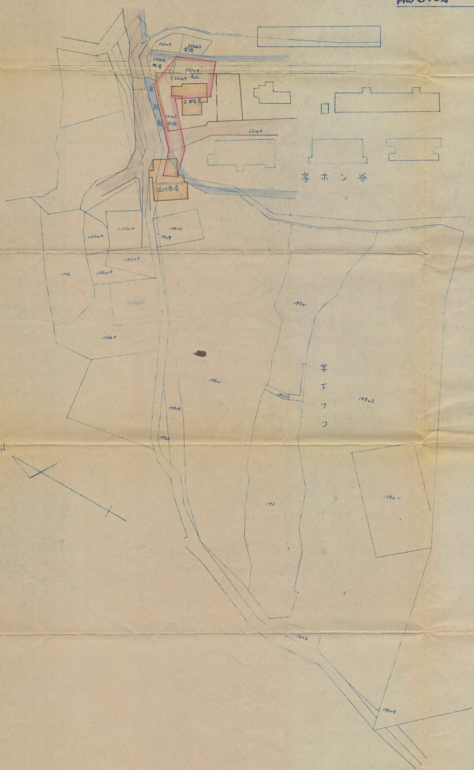
225 (四) 湖心亭 (四) ? 湖心亭

15000 / 1500
10 15000
20 30000

12 300
10 2000
1 15000

稲築町大字戈田字ホン谷字図

縮尺六分の一



借用(経緯)願

昭和36年 2月 20日

福築町長

西田 祥登 殿

願人住所

福築町大字文田 22601

共同石炭貯蔵株式会社日産貯蔵所

所長 久島 四郎

下記のとおり使用(経緯)をいって許可下さるようお願い
 関係書類及び図面を送付させて頂きました。ご許可の
 上は福築町有土地水面等区に道路敷地、使用料及び
 区画散収条例10条の4に在る視察を固く遵守し料金は
 毎年前納し、もし町に於いて地帯の場合なれば当方は
 不都合の行ないがある場合は何時にてもご指示の上
 ありとさせていただきます。

尚已

福築町大字文田区画(11501)

区画 番号	地目	使用目的	区画形状	積算 単価	積算 和	使用料地租 区画別積算率	区 名
11501	原野	貯蔵用地	276	20	5520	10%	利根文島四郎
11502	原野	貯蔵用地	4081	20	81620	10%	利根文島四郎

220/39 526 3.22 町 理 本 寸

85-130

DIRECT SYSTEMS

三三福屋第一七二号

昭和三十三年三月一日

福岡県基建設事務局長 西田 祥 殿

福岡町大字平字辻

代表 大山 佐喜松 殿

可有雑占用願許可について

昭和三十三年二月四日付願出ありたる標記については別紙契約書に添
き許可したので通知す。



土地賃借契約書

左記稲穂町有地の賃借に關し、稲穂町有財産管理若稲穂町長西田
祥義を甲とし、賃借人 大山佐喜松を乙として左の通り契約する。

記

一、土地の表示

森田稲穂町大字平字五反田一五四番地

地目 園地

第一條 契約期間は昭和三十三年三月一日より昭和三十八年二月末日迄の五ヶ年間と
する。

第二條 賃借料金は可案例の定むるところより毎年始めに一時に前納するものとす
る。

第三條 但し乙に於て不用の都合は何時でも返還するものとす。

第四條 但し一ヶ年未満は月割計算とする。

第五條 甲は前記契約土地に關し、公共用必要を生じた場合は契約期間中と雖も本契
約を解約することかである。

第六條 此の場合前納賃料は月割を以て進行するものとする。

第七條 土地返還の時は返還の當時の現状の修繕費とする、其の修繕費賃
借人負担とする。

第八條 及自管上の為の一切の費用は乙から甲に請求しなはぬものとする。

第九條 石炭採掘及其の他の被害に關しても借地主が賠償関係者に交渉するものとす
る。

第十條 賃借借土地に河川敷新入米俵又は小都合の行爲あつた場合は本契約期間中
と雖も甲に於て解約することかである。

第十一條 乙は本契約に依る信用土地は他人に転賃借又は譲渡することかできない。

第十二條 乙はこの契約の履行を通常保証する保証人を定むるものとする。

第十三條 右契約の証として契約書二通を作成し、甲乙各一通を捺有する。

昭和三十三年三月一日

稲穂町有財産管理若稲穂町長 西 田 祥 義

稲穂町大字平字江代安者 大 山 佐 喜 松

稲穂町大字平字江代安者 大 山 海 四 郎

稲穂町大字平字江代安者 曾 我 荒 太郎

稲穂町大字平字江代安者 大 山 好 次

稲穂町大字平字江代安者 手 島 長 次

.....
手島長次





土地賃借契約書

左記稲穂町有地賃借に關し、稲穂町有財産管理審判部町長西田梓彦を甲とし、賃借人共同石炭
鉱業株式会社日吉炭礦所長宇佐見一を乙として左記の通り契約する

記

一 土地の表示

福岡県高橋郡稲穂町大字五反田一五五番地の一

原野 一四町八反六畝一歩の内 一反三畝六歩 (三九六坪)

第一條 契約期間は昭和三十四年四月一日より昭和三十六年三月末日迄の二ヶ年間とする。
但し乙に於て不用の場合は何時でも返還するものとする。

第二條 賃賃料金は町条例の定むるところにより毎年度初めに一時に前納するものとする。
但し一ヶ年未満は月割計算とする。

第三條 甲は前記契約土地に關し、公共用必要を危し九場合は契約期間中と雖も、本契約を解約することができる。この場合前納賃賃料は月割を以つて還付するものとする。

第四條 土地返還の場合は返還の當時の現状の儘返還するものとする。その際自賃上の為の一切の費用は乙から甲に請求しないものとする。

第五條 契約地にかゝる雑音に對しては、乙が直接関係者に交渉するものとする。

第六條 賃賃土地に對し料金の納入滞り又は不都合の行為があつた場合は契約期間中と雖も甲に於て解約することができる。

第七條 乙は本契約による土地を第三者に転貸又は譲渡することができない。

第八條 本契約は昭和二十九年五月十二日契約の満期により更新するものである。右契約の監として次述を作成し、甲、乙各一通を保有する。

昭和三十四年六月十三日

甲 稲穂町有財産管理審判部

町長 西田 梓彦

乙 共同石炭鉱業株式会社日吉炭礦所

所長 宇佐見 一



工事計画書

一位置

稲葉町大字平字五反田一五四番地

溜池 七反二畝二八歩

二工事仕様

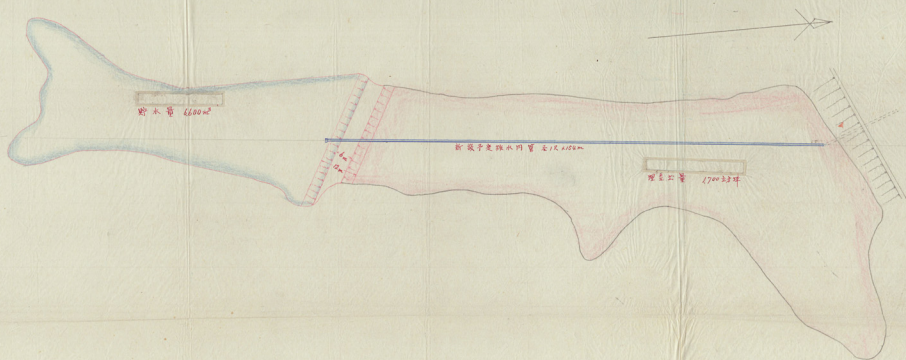
別紙工事計画圖の通り右記溜池の中央より稍上部に堤冠六米堤底十二米高、三米の築堤をなし堤防下部区域は築堤附近に於て約二米旧水門附近に於て約一米程度を全面的に土砂を以て埋立なす

排水に就いては新設水門より旧水門附近(旧埋設阿管)の間五尺阿管にて継ぎ布設し(但し土砂埋土

の安定期に至る迄は排水溝を掘鑿利用す)旧水門附近(旧埋設阿管)より排水なす

新溜池は約縦九五米横三五米水深平均二米にして最大溜水量は約六六〇立方米の予定なり

五反田(154番地)溜池工事設計圖 縮尺六百分之一



借地出願書 添付書 函又(4)第4号

位置 森徳町山田町大字下山田第4号地

面積 100.0坪

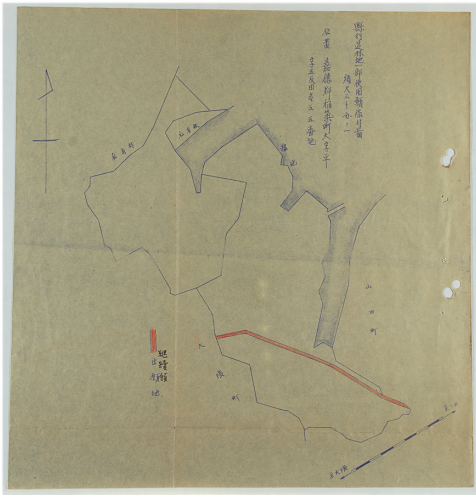


興行是林池一部使用類原寸書

福久二一八二

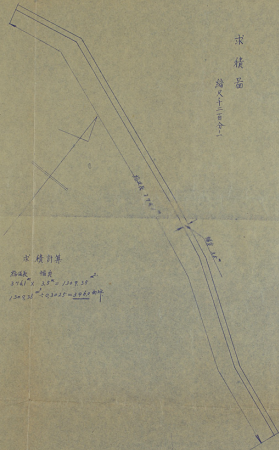
全圖 嘉德縣新橋菜所入字平

子三五反田号三五番地



求積圖

繪於一千九百零一年



求積計算

高4尺 幅長
 $27.61 \times 3.37 = 92.93$
 $120.23 \times 2.22 = 266.91$



① $\frac{16.7+6.5}{(1972+1974)} \times 20 = 31.5 \text{ 月} + 4 = 78.78 \text{ 月}$

② $\frac{4.0+5.4}{(1972+1974)} \times 20 = 20.90 \text{ 月} + 4 = 20.20 \text{ 月}$

③ $\frac{3.7+6.4}{(1972+1974)} \times 20 = 1.92 \text{ 月} + 4 = 1.98 \text{ 月}$ } 共 100.98 月

按新土证付料纳入

新和3年度土证付料年度改正率 100% 1972年4月—3月止の3年度土证付料

No.



日	時	分	秒	3



五



昭和廿四年七月八日

山田市長松岡十郎

S 34 7 16 提出丁子

日 吉 表 坑 殿

市有地質地調査の件

行喜用地 30坪 令

市有地産の總務的管理に於て地地情況の調査を致し其の地誌を記入の上前述之申送下す



姓	名	種	別	地	番	号	主



志

昭和四年七月八日
昭和 年 月 日

山田市長松岡十郎

日 吉 表 坑 殿

御 幸 用 地 100 坪

市有地賣却の總稱的管理として賣却情況の調査と取次を記す
記入の上併進し申進下す



市有土地賃貸使用料



大字	字	地番	地目	使用目的	使用坪数	使用期間	坪率額	1年使用料金
下田	山田	100-1	雑種地	雑種地	68坪	昭和廿五年4月1日	4円	272円
下田	山田	100-2	雑種地	雑種地	68坪	昭和廿五年4月1日	4円	272円
下田	山田	100-3	雑種地	雑種地	68坪	昭和廿五年4月1日	4円	272円
下田	山田	100-4	雑種地	雑種地	68坪	昭和廿五年4月1日	4円	272円
合計					68坪		4円	272円

許可についての条件

- (一) 使用料金は使用許可と同時にその年度分を納付し次年度よりは市の発行する納領書書により期日までに納付致します
 - (二) 市において公共用公用又は公益事業に供せらるゝ場合又は使用料金滞納等の不都合の消滅ありたる場合は許可期限中と雖も使用の許可を取消されても異議はありません
 - (三) 前者の場合借受人が損害を被るもそのために市に賠償を請求するようなことは致しません
 - (四) 市の許可を登打せずして使用目的の変更、敷賃変更の变更及び故意怠慢による喪失毀損又は絶対的致しません
 - (五) 使用期間中に自己の都合により使用を中止する場合は遅滞なく使用料金滞納を扱致します此の場合前納の使用料金は払戻の請求はいたしません
 - (六) 期限満了後引續き使用するとときは期限満了一ヶ月前に使用継続額を提出します
 - (七) 使用期間中は家賃の使用をなくしても使用料金を提出せず放置してゐることは使用料金の徴収を爲されるも異議はありません
- 右の通り市有地も使用されて載さ度いので御許可下さるよう保証人連署もつてお願ひ致します

昭和廿五年九月

保証人佐村代名

保証人佐村代名

保証人佐村代名

山田市長 殿

昭和廿五年九月廿日

福岡縣山田市長

松岡



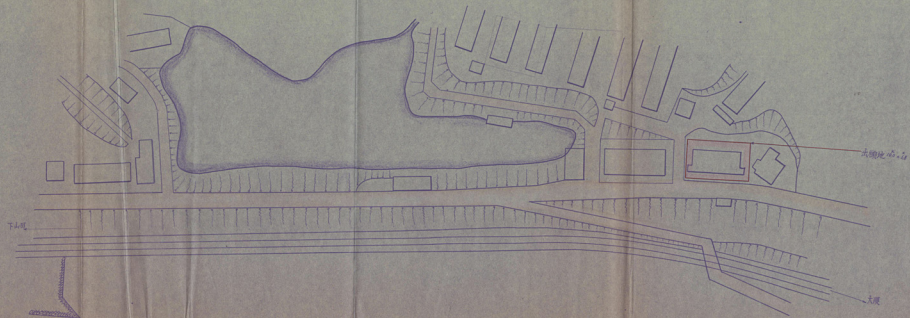
嘉徳郡指染町大字下田
 山田石炭會社株式會社
 代表取締役 宇代見 敬

山田市長 殿

借地出願添附图 縮尺 六百分之一

位置 ----- 山田市大字下山田字牛多田

面積 ----- 180坪



11111





定務

市有土地

使用額

大字	字	地番	使用目的	使用区数	使用期満	坪単価	一ヶ年使用料金
下市	日吉	山(八)四三	行幸用地	六八坪	昭和二十一年四月一日	四四	七、七二
下市	日吉	山(八)四三	行幸用地	六八坪	昭和二十一年四月一日	四四	七、七二
合	計	一筆		六八坪			

許可条件

(一) 使用料金は使用許可と同時にその年度分を納付し次年度よりは市の発行する納額台書により期日迄に納付します。

(二) 市に於て公用公共用又は公益事業に供せらるる場合、或は使用料金納付等の不都合の所為ありたるときは、許可期間中と成り使用の許可を取消されても異議なく、これによる損害の賠償請求はいたしません。

(三) 市の許可を受けずして使用目的の変更、転貸、原形の變更及び故意毀損による、荒廃、も損、

そう失は懸念いたしません

(四) 許可期間中自己の都合により使用を中止せる場合は運搬なく使用禁止標を提出すると共に積込使用料金の払もどし請求は致しません又使用期止標の提出なるときは突際の使用の有無に拘らず使用料の徴収をなされても異議ありません

(六)(五) 期限満了後引き続き使用するときは期限満了前一月前に使用継続願を提出します

右のとおり市有土地を使用致し戻いで御許可下さるよう保証人連署をもつてお願い致します

昭和三十一年 九月 二日

許可申請書記官 藤野 才也

大田区日吉 日吉 錦 荘 事務所

住持 藤野 才也

借出人住所氏名

保証人住所氏名

保証人住所氏名

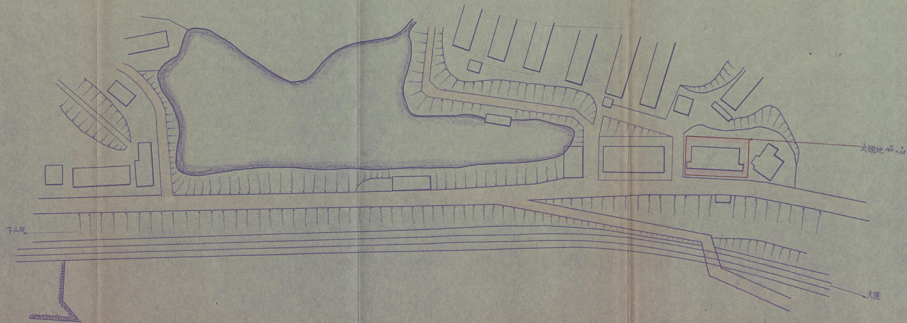
山田市長 松岡 十郎 殿



借地出願添附图 縮尺 六百分之一

位置 ----- 山田市大字下山田字年多田

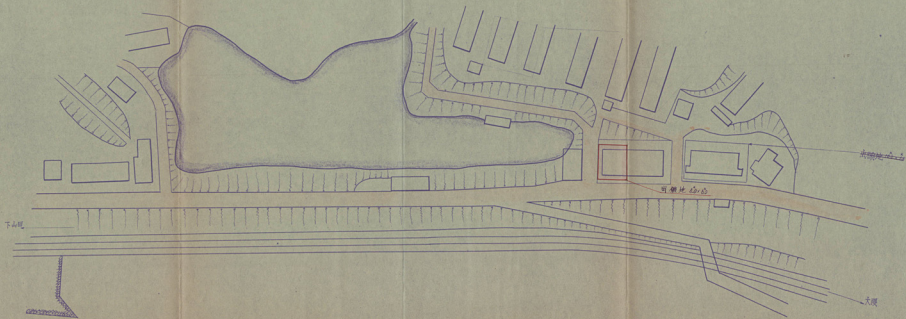
面積 ----- 68.11



借地出願添附图 縮尺 大百分之一

位置 ----- 山田市大字下山田字年々田

面積 ----- 300坪



山田





佐野市有土地 使用届

大字	字	地番	使用目的	使用区画	使用期間	坪単価	一ヶ年使用料金
下山田	左字	八〇四	飲食用	二〇坪	四月	一〇〇〇円	二〇〇〇円
下山田	左字	八〇五	管理用	二〇坪	四月	一〇〇〇円	二〇〇〇円
合 計				二〇坪		一〇〇〇円	

許可条件

- (一) 使用料金は使用許可と同時にその年度分を納付し次年度よりは市の発行する納付書により隔日逐に納付します。
- (二) 市に於て公用公衆用又は公益事業に供せらるる場合、或は使用料金額相当の不都合の所為ありたる場合は、許可期間中と定む使用の許可を取消されても異議なく、これによる損害の賠償請求はいたしません。
- (三) 市の許可を受けずして使用目的の置業、転賃、原形の変更及び故意怠慢による、荒廃、損、

そう失は絶対にいたしません

- (四) 許可期間中自己の都合により使用を中止する場合は遅滞なく使用中止届を提出すると共に積焼使用料金の払戻し請求は致しません又使用中止届の提出なきときは実際の使用の有無に拘らず使用料の徴収をなされても異議ありません

- (五) 期限満了後引続と使用するときは期限満了の一ヶ月前に使用継続届を提出します

右のとおり市有土地を使用致し度いので御許可下さるよう保証人連署をもってお願い致します

昭和二十二年 九月 日

佐野市有土地管理課長 田中 才助

保証人住所氏名 日吉 錦堂 所

住居 佐野市 日吉 錦堂 所

保証人住所氏名

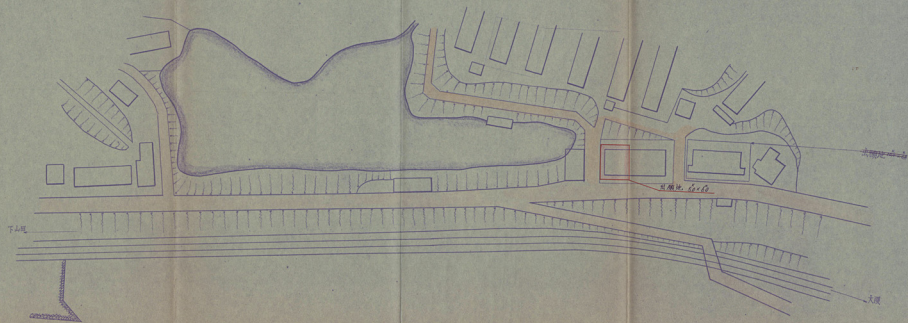
山田市長 松岡 十郎 殿



借地出願添附図 縮尺 大百分一

位置 ----- 山田市入字下山田字年々田

面積 ----- 300坪



市有土地経緯使用表

大野	宇	地番	地目	使用目的	使用坪数	使用期間	坪単価	平方
下山田	宇多	八四四二	雑種	雑草用	一〇〇坪	昭和廿二年九月	四四	四四〇〇
下山田	宇多	八四四二	雑種	雑草用	一〇〇坪	昭和廿二年九月	四四	四四〇〇
下山田	宇多	八四四二	雑種	雑草用	一〇〇坪	昭和廿二年九月	四四	四四〇〇
合	計				一〇〇坪		四四	四四〇〇



許可についての条件

- (一) 使用料金は使用許可と同時にその年度分を納付し次年度よりは市の発行する納領書により期日までに納付致します
 - (二) 市において公夫用公用又は公益事業に供せらるゝ場合又は使用料を滞納等の不都合の所為ありたるときは許可期限内と雖も使用の許可を取消せしめても異議はありません
 - (三) 前者の場合借受人が損害を被るもそのために市に賠償を請求するようなことは致しません
 - (四) 市の許可を受付して使用目的の変更状態の変更及び故意怠慢による喪失監視業又は雑用に致しません
 - (五) 使用期間中に自己の都合により使用を中止する場合は是等な人使用禁止額を提出します此の場合前納の使用料は未済の請求はいたしません
 - (六) 期限満了後引き続き使用するときには期限満了一ヶ月前に使用継続額を提出します
 - (七) 使用期間中は突障り使用をしないでも使用禁止額を提出せず放置して置くときは使用料の徴収を為さねども異存はありません
- 右の通り市有地を使用として置き度いので御許可下さるよう保証人並署名もつてお願ひ致します

昭和廿二年 九月 日

保証人住所氏名

保証人住所氏名

保証人住所氏名

山田市長 殿



福岡府山田市市長 松岡

福岡府山田市市長 松岡



昭和廿二年九月廿六日

市長 福岡府山田市市長 松岡

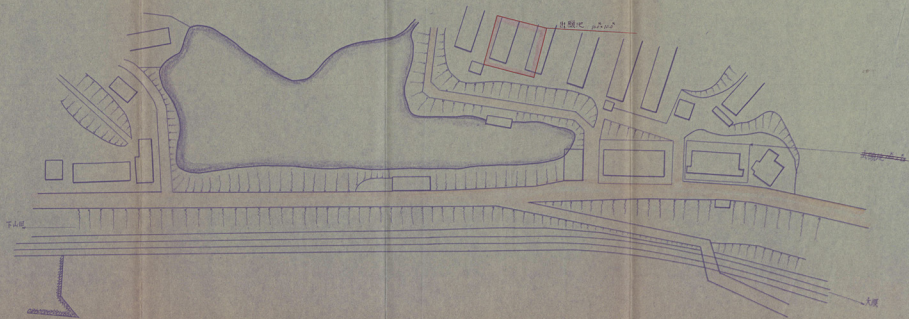
市長代理人 山田 見 敬



借地出願添附图 縮尺 六百分之一

位置 ----- 山田市大字下山田冬年冬田

面積 ----- 100.054





市有土地 使用届

大字	字	地番	使用目的	使用坪数	使用期間	坪単価	一ヶ年使用料金
下山田	五丁目	1000	貯蓄用	100.00坪	昭和24年4月1日	1000円	100000円
下山田	五丁目	1001	貯蓄用	100.00坪	昭和24年4月1日	1000円	100000円
下山田	五丁目	1002	貯蓄用	100.00坪	昭和24年4月1日	1000円	100000円
合	計	一筆		300.00坪			

許可条件

- (一) 使用料金は使用許可と同時にその年度分を納付し次年度よりは市の発行する納額告書により期日迄に納付します。
- (二) 市に於て公用公衆用又は公益事業に供せらるる場合、或は使用料金滞納等の不都合の所為ありたるときは、許可期間中と雖も使用の許可を取消されても異議なく、これによる損害の賠償請求はいたしません。
- (三) 市の許可を受けずして使用目的の變更、転貸、譲渡の變更及び放棄怠慢による、荒廃、損、

そう失は賠償いたしません

- (四) 許可期間中に自己の都合により使用を中止する場合は遅滞なく使用届止届を提出すると共に前納使用料金の払戻し請求は致しません又使用届止届の提出なきときは實際の使用の有無にかかわらず使用料の徴収をなされても異議ありません

- (六) 許可期間満了後引き続き使用するときは期限内同一一ヶ月態に使用継続届を提出します

右のとおり市有土地を使用致し届いたので御許可下さるよう保証人連署をもつてお願い致します

昭和三十三年 九月 日

市有財産課長 松岡 才市

市有財産課長 白木 鏡栄

兼 代理人 宇佐 見教一

届出人住所氏名

保証人住所氏名

保証人住所氏名

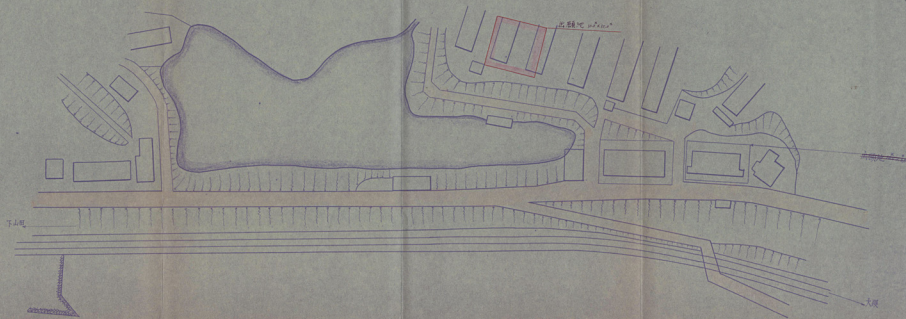
山田市長 松岡 才市 殿



借地出願添附图 縮尺 六百分之一

位置 ----- 山田町大下田字半多田

面積 ----- 166.6 坪





昭和三十一年十一月十日

高松郡福徳町大字才田

興和石炭産業株式会社 名古屋事務所

事務代理人 宇佐見 彰 一

山田市長

松岡 十郎 殿

貴殿地租増徴費負担補助金交付申請

貴町の件につき山田市行政区域丙に所在する地租増徴費負担居住従事員
その被課（十一月一日現在一三五号六七五号及同番道徳町地区二三
号一―一―号）の貴町地租の増徴費負担計画見解書の通り新設致します
ので貴町の御座願により補助金交付願より返却申請します。



溜池一部公用廃止に関する請願書

紹介議員 西田吉太郎
山下浅夫



請願書

一 稻築町大字平字五反田 一五四番地

一 溜池 七反貳畝貳拾八步(台帳面積)

一 公用廃止面積 約五反歩

右溜池捨敷年前より用水枯渴し数年前より共同石灰
鉱業株式会社(吾嶺業所)と用水の件にて交渉の結果今
度溜池の中央に築堤致すことになりましたので、別紙図示
の溜池の公用廃止をお願ひ致し、特別の詮議を以て御
許可下さる様請願致します。

昭和三十三年二月四日

稻築町大字平字江

大山佐喜私

大山佳光

大山源四郎

曾我荒太郎

大山好夫

手島長次

囑託員 久我貞次郎

紹介議員 西田吉太郎

山下浅夫

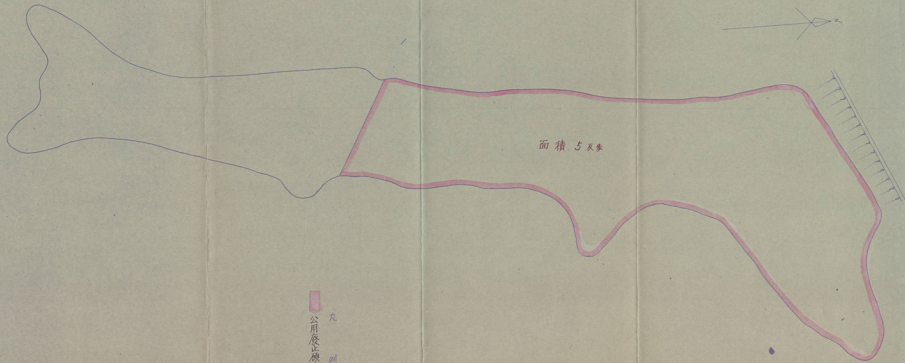
稻築町議会議長

野見山麻那殿

大字平字五反田 (154番地)

公用廢止願圖

縮尺六百分一



公用廢止願區域



陸軍司令部
附屬機關
資料

日
官
館
集
所



1 炭鉱名及経営者

炭鉱名 日吉炭業所

経営者 共同石炭炭業株式会社

2 位置

福岡県嘉穂郡穂巻町大字才田 2 2 4 / 1

3 沿革

創立年月日 大正 8 年 3 月 愛上第八層町字島川現
会社設立

大正 11 年 9 月 日吉炭業開坑

その後の変遷 大正 11 年 9 月 古川下山田鉱工 0 鉱区分部
を受け炭産権を認定日吉炭業を穂巻町現開
坑す

2 昭和 10 年 12 月 本社を若松市本町 1 に移転

3 昭和 17 年 1 月 日吉炭業坑及三井山田鉱工
0 鉱区分部を受け竹園坑、海八坑、杉谷坑
を同炭業所内の経営を穂巻町才田に移し現
在に至る

現在月産 2000 吨を産す

4 本社を東京都中央区銀座七丁目 1 に移転

4 炭 区

位置 穂巻町、穂巻町、山田市地内

広さ 東西約 1 km 南北 2.5 km 面積 574,000 坪

5 炭 層

炭層名	炭 丈	炭層発露状況
竹園八尺上層	1.12 露出 良
〃 本層	1.64	
杉谷二尺層	0.90 普通
〃 五尺層	1.27	
海八尺層	1.60 多く普通以下
コノモリ五尺層	1.40 良
土間八尺層	1.90 露出 良
海八尺層	1.20 露出 良

6 炭質及用途

一般的特色 当坑は新登炭田の最優良炭層である本層群、竹谷層
群を採掘、土間八尺、海八尺層の露石を焼き金層黒褐色の選管
炭で炭質が高く粘結力炭の耐久度は 1.50 以上一般ボイラ
ー用として最適なり、露石は炭分少く飛散性大にて発熱量高く
石灰使用として適してゐる

7 主要荷役先

東京電力 九州電力 国鉄 日本セメント 日本石油

8 出 産 移

大正 12 年	昭和 2 年	8 年	13 年	18 年	23 年
22,138 吨	27,670	36,392	52,284	68,590	62,823



28年 31年

4834/ 坪 85098

現在新人員 昭和23年 昭和28年 昭和32年

坑内天 145 208 182

坑外天 274 193 199

職員 70 108 74

採炭方式

柱房式 長壁式

10 坑道復旧面積

竹殿坑**復旧 - 100m 1200m

南八坑**復旧 - 73m 450m

三坑**復旧 - 10m 620m

赤谷二尺坑*復旧 - 50m 240m

11 賃金 昭和23年 24年 29年 32年

坑内天 8448 12076 13377 20085

坑外天 5914 8473 8058 12153

職員 15760 20900 24645

12 福利施設

1 職員住宅 40戸 若葉員社宅数 217戸 3ヶ町

2 病院 延床 203坪 外科、内科、産婦人科、歯科、レントゲン
入院室 20床

3 会館兼会所数 4戸 170坪

4 体育施設 グラウンド テニスコート 卓球場

13 労働組合

1 組合の承認 職員組合一採炭 職員組合一採炭連

2 職員組合員数 43名

3 職員組合員数 362名

14 採育所について

施設なし

15 病院について

1 治 革 昭和27年10月10日建設

2 総知由粉 203坪

3 施設対象 日官鉱業所従業員及家族を主体とし、其の他一般患者
診療も行う

4 組織 病院は事業主、科長(20床)は和歌山県組合の選
挙にて管理は一括事業主が兼て行う

16 上 水 道

1 水源地の位置 元日納砂場坑 昭和22年4月より渡辺鉱業所
より給水交付している

2 和木人口戸数 103戸 521人 和歌山町日吉社宅関係

3 現在料金支払給水交付している



其の他 高 等 地	家 屋		鉄 道	農 地		土 木		区 分
	私 有	学 校		公 共 用 水 路	農 地	河 川	道 路	
								被害箇所 復旧箇所 被害箇所 復旧箇所
								被害箇所 復旧箇所
								事 業 費

本町に於ける特別被害復旧事情

鉛書面種 備考 最も新しいものを正種とし
年月日を併記下さい

地 (種名)	鉛書面種	平均



借地及新港付委 面积十亩分一

位置 嘉善县山阴路大寺下河字号

面积 68.00

